

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月24日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市中区栄四丁目 3 番地 2 6 号昭和ビル 7 階	
氏 名 三井住友建設株式会社 中部支店	
執行役員支店長 片 健一	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 052-251-8181	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	三井住友建設株式会社 中部支店
事 業 場 の 所 在 地	名古屋市中区栄四丁目 3 番地 2 6 号 昭和ビル 7 階
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	0 6 ： 総合工事業
②事 業 の 規 模	元請 完成工事高 （令和6年度） ： 7 0 億円
③従 業 員 数	2 8 1 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ① 企画、設計及び施工の各段階において検討を行い、メーカーや発注者と事前の調整を行うことで、発生量を削減② 現場加工を工場製作現場組み立てに変更するなどの工法改善③ 梱包材の簡素化④現場で環境計画書を作成し、産業廃棄物の最終処分比率の向上と分別の徹底を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①作業員に対する分別活動の啓発 ②優良な処理業者の評価と選定により、最終処分比率の向上を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ① 金属くず、木くず、紙くず、アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片、石膏ボード、ALC板等再生可能な品目については、分別を徹底 ② 現場作業員の生活系廃棄物（生ごみなどの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①混合廃棄物を極力削減するため、分別容器・分別ヤードの計画をたて、分別活動を実施する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ①コンクリートがら、杭工事における汚泥、伐採材の自ら利用を検討する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ①施工計画時に積極的に自ら利用の計画を検討する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量し た 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ＊特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量す る 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ＊今後実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ＊特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ＊今後実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①委託契約時には、中間処理業者の厳格な審査を実施 ②中間処理業者の処理場の現地確認を実施 ③再生資源化率の高い中間処理業者を選定し、最終処分量を削減 ④中間処理業者を社内で評価し、指定処理業者を選定する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ①排出する中間処理業者の処理場の現地確認を100%実施 ②優良認定処理業者を積極的に選定する ③電子契約の運用推進 ④環境管理システム（社内システム）による産業廃棄物管理に移行する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

■建築・土木構造物解体

がれき類（コンクリートがら・アスコンがら）→中間処理業者に委託し、再資源化

木くず→中間処理業者に委託し、チップ等に再資源化

■基礎工事

汚泥→中間処理業者に委託し、脱水後、砂・改良土等に再資源化

■建築・土木新築工事

がれき類（コンクリートがら・アスコンがら）→中間処理業者に委託し、破碎の上再資源化

金属くず→直接売却、もしくは中間処理業者に委託し、選別・破碎の上再資源化

廃プラスチック→中間処理業者に委託し、破碎・選別の上、燃料化し再資源化

混合廃棄物→中間処理業者で選別後、再資源化、もしくは埋立て処分

別添 2 管理体制図

(管理体制図)

本店安全環境本部

|

支店長

|

支店安全環境部長(建設副産物統括責任者)

|

土木部長・建築部長(建設副産物管理責任者)

|

作業所長 — 建設副産物管理担当者(作業所担当者)

單位: 1/10

單位: 1/10

[illegible]